

現行	改正後
<p>(新設)</p> <p>(耐火建築物等とすることを要しない下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物に関する基準)</p> <p><u>第20条の2</u> (本文省略)</p> <p>(警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準)</p> <p><u>第20条の3</u> (本文省略)</p>	<p><u>(火気を使用する場所の内装の基準)</u></p> <p><u>第20条の2</u> 条例第9条の規則で定める基準は、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置の基準を定める件（令和7年国土交通省告示第989号）に掲げる基準とする。</p> <p>(耐火建築物等とすることを要しない下宿、共同住宅又は寄宿舍の用途に供する建築物に関する基準)</p> <p><u>第20条の3</u> (本文省略)</p> <p>(警報設備を設けることその他これに準ずる措置の基準)</p> <p><u>第20条の4</u> (本文省略)</p>